

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和元年六月七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年六月七日

埼玉県北本県土整備事務所長 小 島 孝 文

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 騎西鴻巣線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
ら 同市赤城字前原一七三番三地先まで	鴻巣市広田字芝崎三二七〇番一地先か	区 間
一五・九八〇一七・五七	一二・〇〇〇一五・七八	敷地の幅員 (メートル)
五二五・三〇		延長 (メートル)
		備 考